

国保
年金



ジェネリック医薬品に関する差額通知

3月下旬に送付します

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間を過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では「ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知」を3月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は40歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合は医師や薬剤師に相談してください。

通知を希望しない人は、3月13日(金)までに保険年金課へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人は、再度連絡する必要はありません。



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

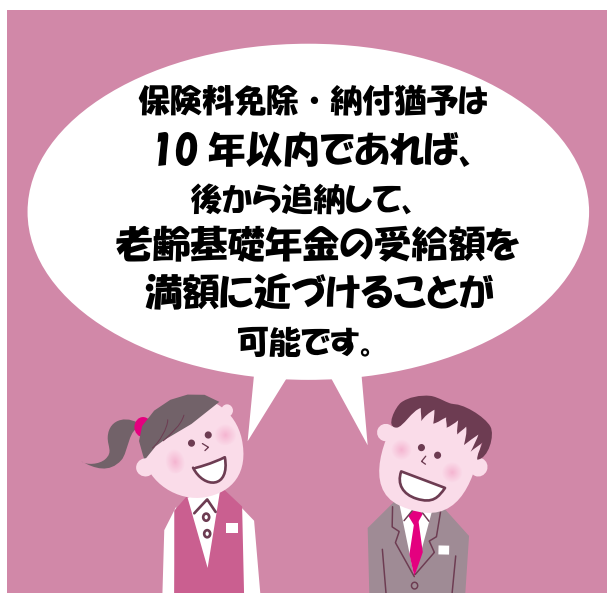
追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼ

て納める(追納)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。



平成27年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年 度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成16年度	14,750円 (1,450円)	—	7,370円 (720円)	—
平成17年度	14,790円 (1,210円)	—	7,390円 (600円)	—
平成18年度	14,840円 (980円)	11,130円 (740円)	7,420円 (490円)	3,710円 (250円)
平成19年度	14,880円 (780円)	11,150円 (580円)	7,440円 (390円)	3,710円 (190円)
平成20年度	15,000円 (590円)	11,250円 (440円)	7,500円 (300円)	3,750円 (150円)
平成21年度	15,070円 (410円)	11,300円 (310円)	7,540円 (210円)	3,760円 (100円)
平成22年度	15,340円 (240円)	11,500円 (180円)	7,670円 (120円)	3,830円 (60円)
平成23年度	15,130円 (110円)	11,340円 (80円)	7,560円 (50円)	3,780円 (30円)
平成24年度	14,980円 (0円)	11,230円 (0円)	7,490円 (0円)	3,740円 (0円)
平成25年度	15,040円 (0円)	11,280円 (0円)	7,520円 (0円)	3,760円 (0円)

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。